

令和7年6月29日

横浜市中区住吉町4-45-1
関内トーセイビルⅡ 7階
弁護士法人仁平総合法律事務所
株式会社FJネクスト及び三信住建株式会社
代理人
弁護士 [redacted] 様
弁護士 [redacted] 様
弁護士 [redacted] 様

**「分析実施機関等による土壌汚染調査の結果に係る計量証明等の
提出拒否に対する求釈明」の「ご回答」に対する公開質問状**

(仮称)ガーラ・レジデンス洋光台計画

近隣住民

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

洋光台三丁目町内会長

冠省 住民側提示の令和7年6月20日付けの「分析実施機関等による土壌汚染調査の結果に係る計量証明等の提出拒否に対する求釈明」につき、貴代理人弁護士らから、令和7年6月26日付けの「ご回答」なる書簡を受領した。貴代理人弁護士らの求釈明の回答に多くの疑念があるため、下記の質問を行うので、至急回答(7/4まで)されたい。

記

1 求釈明1の回答に対する質問

- (1) 回答書の「当方としては、土壌ガス調査結果報告及び第2次ボーリング調査のご説明としては、お送りしました資料により、その目的を果たしているものと考えているためです。」(求釈明1の回答部分の1行目乃至3行目)との記載について

(質問1)

今回の配布資料の様に、その資料の記載内容が専門的、技術的なものの場合、素人である住民が、記載内容を読んだだけで、独自に判断、理解することは至難の業で

あることは言うに及ばない。しかも、書面記載のガイドラインも添付されておらず、住民がガイドラインを各自でネット検索するなどしなければならない前提であり、極めて不親切かつ不誠実である。

そこで質問する。配布した資料の説明責任は、あくまでも貴代理人弁護士らにあるのであるから、住民から説明会において記載内容を説明して欲しいとの要請があれば、説明会を開催して、その資料の説明責任を果たす義務が貴代理人弁護士らに存するものと思料するが、貴代理人弁護士らの見解を明らかにされたい。

(質問2)

住民は、素朴な意見として、郵送された資料の適切な理解により不安を払しょくするために、貴代理人弁護士らの説明責任を求めているに過ぎないものである。その説明責任を頑なに拒否する理由は、何処にも見当たらないと思料するが、健康被害を受けるおそれのある近隣住民から説明会開催の要請があったにも関わらず、専門的、技術的資料の説明を拒否する合理的な理由を、近隣住民が理解できるように、懇切丁寧に再度回答されたい。

なお、説明会開催の有無についても、上記記載を斟酌し、再度回答されたい。

- (2) 回答書の「私どもとしては、お送りいたしました資料は、その成立の真正において、何ら問題は無いものと考えております。」(求釈明1の回答部分の4行目乃至5行目)との記載について

(質問3)

上記は、「成立の真正」との法律の概念を持ち出して、トーエイ環境の技術管理者が作成した書簡であるから問題はないと論じているものと思料する。しなしながら、住民に送付された測定結果が、元請負人のトーエイ環境が、下請けであるシグマジオテックが実施・測定した結果を基にまとめ上げた書簡であるにも関わらず、そこに、計量法に基づく計量証明事業者としてのシグマジオテックの存在が意図的に消去されているものである。

トーエイ環境の技術管理者が、土壌ガスの調査結果報告書及び第2次ボーリング調査の設計書を策定することは請負業務の範疇であり否定する事ではないが、トーエイ環境とシグマジオテックは別々の法人であり、試料採取・測定と結果書報告書・設計書の策定の役割分担になっている限りは、トーエイ環境が引用した測定結果に関しては、その分析結果の責任の所在を明らかにすること、即ち、計量証明印があつてはじめて「成立の真正」が成立するものと解される。この報告書には、シグマジオテックの社名・社判及び測定士の氏名・個人印の記載も見当たらないものである。即ち、住民に配布された測定データである「土壌ガス調査結果一覧表」は、責任の所在が明らかでない書簡となっている。

よって、本件は、トーエイ環境が、下請け会社が実施した測定結果を引用するのであれば、計量法に定める登録事業場名・社判及び環境測定士の氏名・個人印の押印があつて、初めて原本証明及び改ざん防止を図られたものと認定されるのであ

り、第3者に対して実質的な証明(証拠能力)が主張できるものである。よって、貴代理人らが主張する「成立の真正」などの論拠を持ち出すのは無理があるため、貴代理人弁護士らの見解を求める。

- (3) 回答書の「株式会社 FJ ネクスト及び三信住建株式会社としては、現時点においては、本調査に関し、測定事業者に計量証明を求めることを予定しておりません。」(求釈明1の回答部分の6行目乃至7行目)について

(質問4)

FJ ネクスト及び三信住建は、開発事業者であり、かつ、マンション建築後の譲渡契約を行う宅建業者である。そうすると、自ら仕入れた土地をマンション所有者に譲渡する関係から、土壤汚染の調査結果及び汚染範囲の除染状況に関し、マンション購入者に対して、重要事項として説明する義務がある。その際に、当初の土壤汚染の実態を証する裏付け資料としての計量証明を求め、それを保管し、購入者らからの求めに応じ、いつでも開示できるようにする必要があると思料する。

寧ろ、現時点で、FJ ネクスト及び三信住建は、シグマジオテックに対して、積極的に計量証明を求め、資料の整備を図ることが、上場企業のあるべき姿と思料するが、それでも、現時点において、計量証明を求めることを予定していないのか、その具体的な理由を含め、建築主らの見解を求める。

- (4) 回答書の「環境省水・大気環境局長通知(環水大土発第 1903015)第3第1項(3)②(同通知8頁)記載のとおり、必ずしも計量証明は求められておりません(土壤汚染対策法ガイドライン第1編 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3.1版)247頁参照)。」(求釈明1の回答部分の10行目乃至13行目)について

(質問5)

上記回答の根拠は、ガイドライン247頁記載の「分析は精度が確保できる環境であれば、室内、車内又は野外のいずれにおいても実施することができる(調査16号告示第2の1)。現場において測定を行った場合は計量証明書の発行ができないことが想定されることから、必ずしも計量証明書の提出を求めず、クロマトグラム等の提出を求めること等により、測定結果を確認されたい(通知の記の第3の1(3)②後段)。」を引用しているものと思料する。

この記載は、「現場において測定を行った場合は計量証明の発行ができないことが想定されることから、必ずしも計量証明の提出を求めず」と記載されているに過ぎず、本件の様に、現場分析を行わず、事業所に持ち帰り測定を行った場合においては、この部分の記載には適合せず、回答書の「必ずしも計量証明は求められていません。」には該当しないことは言うに及ばず、明らかな失当である。

貴代理人弁護士らの再度の見解を求める。

2 求釈明2の回答に対する感想

「ご回答の必要がないものと考えますので、回答を差し控えさせていただきます。」との回答であるが、一般社会では、このような回答をした場合は、「貴代理人らは計量法を知らなかった」と判断されることを付言して置く。

3 求釈明3の回答に対する質問

回答書の「証明印が押されていないことを問題とされておりますが、私どもとしては、お送りいたしました資料記載のとおり、適正な測定がなされたものと考えております。」について

(質問6)

住民は、適正な測定でなかったとは、一言も言及していない。測定した結果(数値)が、改ざんの余地がない書面であることを、確認したいだけである。取り分け、近隣住民が指摘した土壤汚染の不安を払しょくするためには、FJ ネクスト及び三信住建は、シグマジオテックの計量事業者としての積極的に計量証明を求め、住民に証拠能力があるものとして開示するのが、一般的な企業の姿勢と求釈明したものである。その点に関しての、再見解を求める。

同時に、貴殿らが住民要請の意図を正しく理解し、いち早く、計量証明を行った資料を添付(開示)することを、再要請する。なお、計量証明を行う際は、書類は袋とじとし、改ざん防止のための割印をしたものとされたい。

(質問7)

未だに、分析を行った測定士の氏名・測定士資格の種別及び資格取得番号が開示されていないので、再度の開示を求める。

4 求釈明4の回答に対する質問

- (1) 回答書の「技術管理者が、1回以上、現地踏査を行い、現地の状況を把握することについては、必要がある旨が定められておりますが、試料採取等の現場に技術管理者が立ち会うことは必須とまではされておられません(土壤汚染対策法ガイドライン第4編 指定調査機関に関するガイドライン(平成31年3月(令和7年4月改訂)環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室)第2章2. 3. 2(5)技術管理者による土壤汚染状況調査等に従事する他の者の監督に関する事項参照)。」(求釈明4の回答部分の8行目乃至13行目)について

(質問8)

先ずは、事実関係として、土壤汚染対策法及び上記回答書記載の指定調査機関に関するガイドラインを記載する。

① 土壤汚染対策法第34条(技術管理者の職務)

指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行うときは、技術管理者に当該土壤汚染状況調査等に従事する他の者の監督をさせなければならない。

② 指定調査機関に関するガイドライン

技術管理者による土壌汚染状況調査等に従事する他の者の監督に関する事項

各事業所に配置された技術管理者のうち選任された技術管理者が法定調査に従事する他の者の監督を適切に行うためには、以下の役割を果たす必要がある。業務規程には技術管理者がこれらの役割を担い、適切に他の者を監督する旨を記載する。

ハ) 原則として、技術管理者自身が調査計画の策定までに1回以上現地 踏査を行い、現地の状況を把握する。

また、技術管理者がより確実に監督を行うためには、上記の役割に加え以下の役割を担うことが望まれるため、これらの役割も適宜業務規程に定める。

ト) 原則として、試料採取等の現場に立ち会い、試料採取地点・方法の確認を行う。

以上の旨規定されている。

土壌汚染対策法及び指定調査機関に関するガイドラインを突き合わせて解釈すると、技術管理者には、①計画書策定までに1回以上現地踏査を行い、②試料採取等の現場に立ち会い、試料採取地点・方法の確認を行うことの2つの責務が生じている。

貴代理人弁護士らの回答によれば、「試料採取等の現場に技術管理者が立ち会うことは必須とまではされておられません」との主張であるが、上記②の記載を読み落としたものであり、明らかな失当である。

貴代理人弁護士らの再度の見解を求める。

- (2) 回答書の「本調査において、トーエイ環境株式会社の■■■■氏は、現地踏査を行い、現地の状況の把握を行っております。」(求釈明4の回答部分の14行目乃至15行目)について

(質問 9)

「トーエイ環境株式会社の■■■■氏は、現地踏査を行い、現地の状況の把握を行っております。」との回答であるが、説明会に■■■■氏には2度の出席を頂き、お話を伺っている。その際、現地踏査を行ったのは、既に退職した■■■■総務部長であったとの回答を得ている。

■■■■氏は、何時、この現場を訪れているのか、具体的な日時を、根拠をもって教示されたい。

(質問 10)

■■■■氏は、令和7年1月14日の説明会において、住民及び市会議員の質問に対しての回答に窮し、最後には、提示した地歴調査の報告書の内容の過ちを認め、「今後、本件には一切関わらない。」と発言し、説明会の途中で席を立ち帰路に就いたものであるが、何故、今回、その前言を翻して、再び、本件土壌汚染の調査に関わっているのか、本人から聴取し、回答されたい。なお、住民は、■■■■

氏による関与の継続に関して、強い疑問を抱いていることを申し添える。

5 求釈明5の回答に対する質問

回答書の「当方としては、社判の押印が必ずしも必要があるとは考えておらず、お送りした文書が真正に成立したものである以上、社判の押印がないものを添付することに問題があるとは考えていません。」について

(質問11)

本件求釈明は、「貴代理人弁護士らが、問題があるとか、ないとか考えているかどうか」の感想を聞いているものではない。書面の記載内容の責任の所在を明らかにするために、一般社会においては、社判を押すことにより、その書面の信用性を付加するものである。即ち、第三者に開示するならば、第三者から見て、信用性が疑われることがないように、社判を押すものである。

命に係わる土壤汚染問題に関して、社判が押されていない書簡であること自体が、住民からの信頼を失墜させているものである。求釈明で問題とした、トーエイ環境による、令和7年5月30日付けの文書「2025.5.14 土壤ガス調査結果報告書及び第2次土壤ボーリング調査計画書」にのみ、トーエイ環境の社判が押されていないのは、整合性がないものである。付言するが、求釈明で問題となった後、トーエイ環境から住民に配布された、「訂正報告書」ですら、トーエイ環境の社判が押されている。

貴代理人弁護士らが、「真正に成立している」との言葉を繰り返し引用するのであれば、上記の書簡だけに、トーエイ環境の社判を押すことを拒否する理由は一切見当たらず、逆に、拒否するが故に、この書簡の中に、虚偽・改ざん・捏造が存在するものと住民の疑念を抱かせるものであるが、貴代理人弁護士らの再度の見解を求める。

6 求釈明6に対する回答の感想

「誤記」との回答であるが、決して誤記ではないと考える。何故ならば、誤記とされた数値は、令和3年の法改正前の正しい土壤汚染溶出基準値だからである。即ち、この書簡を作成した技術管理者は、新しい知識を身に付けていなかったことに他ならないと思料する。

7 その他

(質問12)

近日中に、土壤汚染の第2次調査結果とその後の汚染土壤の除去作業についての計画書を送付すると思料するが、貴代理人弁護士らが、その資料の説明会を開催するか否か、回答されたい。

不一

注)本書簡は、個人情報保護したうえで、青空を渡さない会のホームページに掲載する。同様に、貴殿らの回答書も掲載することを念のため申し添える。